

令和5年度（10月改定）

農作業労務参考標準賃金について

区 分	種 別	単 位	単価(円)	備 考
耕 起	トラクター	10 a 当たり	5,900	
代 か き	荒 代	10 a 当たり	4,000	同時作業の場合 7,500 円
	植 代	10 a 当たり	6,000	
畔 塗 り	機 械	1 m 当たり	30	
溝 切 り	動 力	1 m 当たり	10	
田 植	機 械 植	10 a 当たり	6,500	
	〃 (苗持参)	10 a 当たり	20,500	施肥田植機使用の場合 500 円増（肥料代は別）
	稚 苗	1 箱	750	
稲 刈	コンバイン	10 a 当たり	18,100	
	乾燥調製	1 俵 60 kg	1,550	乾燥 960 円・調製 590 円
	精 米	1 俵 60 kg	600	
そ の 他	雑 作 業	田 作 業	7,500	1 人 1 日 当 た り
		畑 作 業	7,500	
花 卉 球 根 作 業		※新潟県の最低賃金を下回らない額 時間額 931 円（令和 5 年 10 月 1 日から適用）		

◎令和5年度の農作業労務標準賃金を定めましたので、参考としてご使用ください。

◎本表はあくまでも標準額です。不整形地、倒伏田での割増、大型圃場での割引減額やその他のことについては、**当事者間の協議で決定してください。**

なお、上記の金額には消費税は含まれておりません。

令和5年10月

五泉市農業委員会



農地の貸し借りは、農業委員会に届出ましょう